

市第 103 号議案

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例等の一部改正

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部改正）

第 1 条 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例（昭和42年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように
改正する。

第10条の 2 第 2 号中「第 5 条第13項」を「第 5 条第12項」に改
める。

（横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成 3
年12月横浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 6 条の 2 第 8 項」を「第 6 条の 3 第 8 項」
に、「第 6 条の 3 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 1 項」に改める。

（横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例（平成18年 3
月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「又は法第25条第 2 項」を「、法第25条第 2 項、法第 51条の 9 第 2 項又は法第51条の10第 2 項」に改め、「受給者証」の次に「又は地域相談支援受給者証」を加える。

(横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第 4 条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例(昭和62年 3 月横浜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同項第 2 号及び第 3 号を削り、同項第 4 号中「第 5 条第13項」を「第 5 条第12項」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 5 号中「第 5 条第15項」を「第 5 条第14項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 6 号を同項第 4 号とし、同項第 7 号を同項第 5 号とし、同条第 2 項中「第 5 号」を「第 3 号」に、「同項第 7 号」を「同項第 5 号」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項中「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、「及び第 3 項」を削り、同条第 3 項を削る。

第 9 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合(児童福祉法第21条の 6 の規定により利用する場合を除く。)は、同法第21条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定により定められた同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)に係る費用の額及び同法第21条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額又は同法第21条の 5 の28第 2 項の規定により定められ

た同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額

第 9 条第 2 号中「第 29 条第 3 項」を「第 29 条第 3 項第 1 号」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に、「同条第 14 項」を「同条第 13 項」に改め、同条第 2 号の 2 中「心身に障害のある疑いのある」を「法第 19 条第 1 項の規定により就労移行支援に係る同項に規定する支給決定を受けた者以外の」に、「第 29 条第 3 項」を「第 29 条第 3 項第 2 号」に改め、「費用の額の 10 分の 1 の」を削り、同条第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 4 号とする。

第 5 条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「若しくは同条第 3 項」を「、同条第 3 項」に改め、「ものを除く。）」の次に「若しくは同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援」を加え、「又は同法」を「、同法」に改め、「算定した額」の次に「又は同法第 24 条の 26 第 2 項の規定により定められた同法第 6 条の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に係る費用の額」を加える。

(横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正)

第 6 条 横浜市知的障害者生活介護型施設条例(平成 15 年 3 月横浜市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 13 項」に改め、同条第 4 項中「第 5 条第 9 項」を「第 5 条第 8 項」に、「同条第 12 項」を「同条第 11 項」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項中「第 29 条第 3 項」を「第 29 条第 3 項第 1 号」に改める。

第11条第 1 項中「第 5 条第23項」を「第 5 条第27項」に改める。
。

附則第 3 項中「第63条の 5 」を「第63条の 3 」に、「第 8 条及び第 9 条」を「第 9 条及び第10条」に改める。

(横浜市火災予防条例の一部改正)

第 7 条 横浜市火災予防条例 (昭和48年12月横浜市条例第70号) の一部を次のように改正する。

第51条第 1 項第 3 号中「第 5 条第11項又は第17項」を「第 5 条第10項又は第16項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ ）

（介護補償）

第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

（第 1 号省略）

- (2) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号） $\frac{\text{第 5 条第 12 項}}{\text{第 5 条第 13 項}}$ に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 7 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

（第 3 号省略）

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ ）

(定義)

第 2 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）~~第 6 条の 3 第 8 項~~第 6 条の 2 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法~~第 6 条の 4 第 1 項~~第 6 条の 3 第 1 項に規定する里親（以下「小規模住居型児童養育事業を行う者等」という。）以外のものをいう。

(第 1 号、第 2 号及び第 4 項から第 6 項まで省略)

横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例（抜粋）

(~~上段 改正案~~
下段 現 行)

第 7 条 法第 24 条第 2 項、~~法第 25 条第 2 項、法第 51 条の 9 第 2 項~~又は法第 25 条第 2 項
は法第 51 条の 10 第 2 項の規定による受給者証~~又は地域相談支援受~~
給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し、10
0,000 円以下の過料を科する。

横浜市総合リハビリテーションセンター条例（抜粋）

(~~上段 改正案~~
下段 現 行)

第 4 条 関係

(施設)

第 3 条 前条各号に掲げる事業を行うため、リハセンターに次の施設を置く。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条に規定する~~児~~知
童発達支援センター
的障害児通園施設

(2) 児童福祉法第 43 条の 2 の規定による難聴幼児通園施設

(3) 児童福祉法第 43 条の 3 の規定による肢体不自由児通園施設

(2) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」と

(4) いう。）第 5 条第 12 項
第 5 条第 13 項に規定する障害者支援施設

(3) 法第 5 条第 14 項
 (5) 第 5 条第 15 項に規定する就労移行支援（以下「就労移行

支援」という。）及びこれに準ずる支援を提供する就労支援
 施設

(4) （本文省略）
 (6)

(5) （本文省略）
 (7)

2 前項第 1 号から第 3 号
第 5 号までに規定する施設の定員及び同項第
5 号に規定する診療所の病床数は、規則で定める。
7 号

（利用の承認）

第 4 条の 2 児童発達支援センター
知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不
自由児通園施設を利用しようとする児童の保護者は、第 6 条第

1 項に規定する指定管理者（次項及び第 3 項において「指定管
 理者」という。）の承認を受けなければならない。

（第 2 項省略）

3 リハセンターにおいて法第 5 条第 8 項に規定する児童デイサ
ービス（以下「児童デイサービス」という。）を利用しよう
とする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければなら
ない。

（利用料金）

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げ
 る額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支
 払わなければならない。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合（児童福祉法第21条知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児の6の規定により利用する場合を除く。）は、同法第21条の通園施設を利用する場合（児童福祉法第27条第1項第3号の5の3第2項第1号の規定により定められた同法第6条の2の規定により利用する場合を除く。）は、同法第24条の2第2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する項の規定により定められた同法第7条第4項に規定する知的医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）に係る費障害児通園施設支援、同条第5項の規定による難聴幼児通園用の額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費施設支援又は同条第6項の規定による肢体不自由児通園施設用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定支援に係る費用の額及び同法第24条の2第1項に規定する特める額又は同法第21条の5の28第2項の規定により定められた費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得た同条第1項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額
た額
- (2) 障害者支援施設又は就労支援施設を利用する場合（身体障害者福祉法第18条若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により利用する場合又は次号に掲げる場合を除く。）は、法 第29条第3項第1号 の規定により 第29条第3項 定められた法 第5条第11項 に規定する施設入所支援、同条第5条第12項 同条第13項 に規定する自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び 14項 及び法第29条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (2) の 2 法第19条第1項の規定により就労移行支援に係る同項心身に障害のある疑いのある に規定する支給決定を受けた者以外の者が就労支援施設を利用する場合は、法 第29条第3項第2号 の規定により定められた就労移行支援に係る 費用の額の10分の1 の額
(第3号省略)
- (4) リハセンターにおいて児童デイサービスを利用する場合（児童福祉法第21条の6の規定により利用する場合を除く。）

は、法第 29 条第 3 項の規定により定められた児童デイサービスに係る費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

⁽⁴⁾
₍₅₎ (本文省略)

第 5 条 関係

(利用料金)

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 児童発達支援センターを利用する場合（児童福祉法第 21 条の 6 の規定により利用する場合を除く。）は、同法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定により定められた同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項 若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）若しくは同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援に係る費用の額及び同法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額 同法 又は同法第 21 条の 5 の 28 第 2 項の規定により定められた同条第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療に係る算定した額 又は同法第 24 条の 26 第 2 項の規定により定められた同法第 6 条の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に係る費用の額

(第 2 号から第 4 号まで省略)

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(事業)

第 2 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 横浜市中山みどり園は、第 1 項に定めるもののほか、法 第 5 条 第 5 条
第 13 項
第 14 項に規定する自立訓練 (以下「自立訓練」という。) を行う
。

4 横浜市松風学園は、第 1 項に定めるもののほか、法 第 5 条 第 8
第 5 条 第 9
項に規定する短期入所 (以下「短期入所」という。) 及び 同条 第
11 項
12 項に規定する施設入所支援 (以下「施設入所支援」という。)
を行う。

(第 5 項省略)

(使用料)

第 9 条 横浜市松風学園を利用する者 (知的障害者福祉法第 15 条の
4 又は第 16 条第 1 項第 2 号の規定により利用する者を除く。) は
、法 第 29 条 第 3 項 第 1 号
第 29 条 第 3 項の規定により定められた生活介護、短期
入所又は施設入所支援に係る費用の額及び同条第 1 項に定める特
定費用の実費相当額を基準として市長が定める額の使用料を納付
しなければならない。

(第 2 項省略)

(利用料金)

第 10 条 横浜市つたのは学園又は横浜市中山みどり園を利用する者
(知的障害者福祉法第 15 条の 4 の規定により利用する者を除く。
) は、指定管理者に対し、法 第 29 条 第 3 項 第 1 号
第 29 条 第 3 項の規定により定
められた生活介護若しくは自立訓練に係る費用の額及び同条第 1
項に定める特定費用の実費相当額又は日中一時支援に係る通常要
する費用につき市長が定める基準により算定した額及び食事の提

供等に係る実費相当額を基準として市長が定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第 2 項省略）

（知的障害者福祉ホーム等）

第 11 条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする法 第 5 条第 27 項 第 5 条第 23 項 に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。

（第 2 項から第 6 項まで省略）

附 則

（第 1 項及び第 2 項省略）

（児童福祉法に基づく通知に係る児童についての特例）

3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 63 条の 3 第 63 条の 5 の規定による通知に係る児童は、第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 9 条及第 8 条及 第 10 条 第 9 条 の規定の適用については、知的障害者とみなす。

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（自動火災報知設備に関する基準）

第 51 条 次の各号に掲げる防火対象物またはその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 令別表第 1 (6) 項八に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。）のうち、児童養護施設、児

童自立支援施設（通所施設を除く。）、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 10 項又は第 16 項
第 5 条第 11 項又は第 17 項に規定する共同
生活介護又は共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの（次号において「児童養護施設等」という。）で、延べ面積が 200 平方メートル以上のもの

（第 4 号から第 6 号まで、第 2 項及び第 3 項省略）